

## 経営者保証を不要とする取り扱いについて

岩手県信用保証協会では、平成30年4月1日より、経営者保証を不要とする新たな運用・制度を開始しております。

経営者保証（以下、「経保」という）を不要とすることができるのは、原則として以下の①～③のいずれかの場合です。

詳しくは最寄りの岩手県信用保証協会本・支所へお気軽にご相談ください。

①	金融機関との連携による場合	申込金融機関にて、経保を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高があり（又はプロパー融資を同時実行し）、一定の財務要件を充足している場合
②	一定の財務要件を備えた保証制度による対応の場合	「財務要件型無保証人保証制度」の要件に該当し、同制度を利用する場合
③	十分な保全がとられている場合	申込人又は代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合